

こ保第 532 号  
令和 2 年 6 月 1 日

保護者の皆様

保育課長 中村 誠

### 今後の保育所等の利用について

本市は、6月1日（月）から市の対応を「対応フェーズ2」に引き下げます。また、状況に大きな変化がない限り、6月15日（月）には、更に「対応フェーズ1」に引き下げる予定です。

これに伴いまして、今後の保育所等の利用については、令和2年6月1日（月）から令和2年6月14日（日）までは、「原則、家庭での保育」を要請いたします。また、令和2年6月15日（月）からは、「通常保育」とします。

保護者の皆様におかれましては、要請期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力を賜り、誠にありがとうございました。まだ、新型コロナウイルス感染症は終息しておりませんので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

なお、市からの家庭保育等の要請期間については、4月3日（金）から6月14日（日）とし、保育料や給食費については、4月3日以降に家庭での保育に協力していただいた日数分を日割り計算いたします。（給食費については、6月1日（月）以降無償化としますので、日割り計算の対象は5月31日（日）までとなります。）

572-8533

寝屋川市池田西町 28 番 22 号

こども部保育課 TEL:072-812-2552(直通)